## 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例貸付について

通常は、低所得世帯に当座の生活費の貸付を行う緊急小口資金(生活福祉資金貸付の 資金種類の一つ)について、今回の震災被害の甚大さに鑑み、被災世帯もその貸付対象 に含める等の特例措置を講ずる方針を示したところ。 (3月11日各都道府県宛に通知)

## 〇 特例措置の内容

	本則	特例措置
貸付対象	低所得世帯 1 0 万円以内	<u>被災世帯(低所得世帯に限らない)</u> 10万円以内(特別な場合※20万円以内)
据置期間	2月以内は返済なし	
貸付利子	据置期間経過後8月以内 無利子	据置期間経過後2年以内 無利子
連帯保証人	不要	不要

## ※特別な場合

- (1)世帯員の中に死亡者がいるとき。
- (2)世帯員に要介護者がいるとき。
- (3)世帯員が4人以上いるとき。
- (4) 重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。

〇 実施主体:各都道府県社会福祉協議会(受付窓口は各市町村社会福祉協議会)